

全建事発第 114 号

令和 6 年 12 月 19 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔公 印 省 略〕

「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和 6 年国土交通省告示第 1 3 4 2 号）が制定されたことを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成 2 0 年国総建第 2 6 9 号）の一部を改正し、令和 6 年 1 2 月 1 7 日より適用する旨、別添のとおり通知がありました。

なお、別紙 1 については項目・基準に変わりはなく、該当する条・号の改正であり、別紙 2 については健康保険被保険者証の新規発行終了に伴い、雇用状況の確認書類として、『健康保険被保険者証』を削除し、『所属企業の雇用証明書』が追加されております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添 国土交通省通知文

別紙 1 【官報】建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件

別紙 2 【官報】経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件

参考 1 パブリックコメント意見募集結果

(URL : <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=155240320>)

参考 2 国土交通省通知文（平成 20 年 1 月 31 日）

(担当) 事業部 三浦
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigy@zenken-net.or.jp

国不建第127号
令和6年12月17日

各建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第1342号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、発出日から適用する。

以上

○経済産業省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百十三号)第三条第一項第一号二の規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を次のように定める。

令和六年十二月十七日

経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百十三号)第三条第一項第一号二の規定に基づき、熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

- 1 熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、令和五年度において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。
(次のよう)は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。
2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、○・〇五三二とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百四十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 (略) 三 技術力	第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 (略) 三 技術力
1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」)	1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」)

という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は一までとする。)

建設業法第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の六から第二十六条の八までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。)

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十九条第一号又は第二号に掲げる者であつて、

及び(二)に掲げる者以外の者

(略)

建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによつて直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」といふ)で当該免許等を受けることとなるものに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎的工事業試験(建設業法施行規則第七条の三第二号の表及び・土工事業の項第七号の登録を受けた試験をいう)若しくは登録解体工事業試験(同条第二号の表及び・土工事業の項第六号の登録を受けた試験をいう)に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であつて「から四」までに掲げる者以外の者

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

という。)の数(ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は一までとする。)

建設業法第十五条第二号イに該当する者(同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。)

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十八条第一号又は第二号に掲げる者であつて、

及び(二)に掲げる者以外の者

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

附則
この告示は、令和六年十二月十七日から施行する。

国土交通省告示第千三百四十三号
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十九条の六第一項及び第二十一條の二第一項の規定に基づき、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示
示
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二 申請の方法 一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。 一 提出書類 イ (略) ロ 確認書類 申請者が次に掲げる書類を有する 場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。 1 4 (略) 5 規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類 (1) (略) (2) 事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し又は所属企業の雇用証明書の写し (3) (略) 6 24 (略)	第二 申請の方法 一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。 一 提出書類 イ (略) ロ 確認書類 申請者が次に掲げる書類を有する 場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。 1 4 (略) 5 規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類 (1) (略) (2) 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し (3) (略) 6 24 (略)

附則
この告示は、令和六年十二月十七日から施行する。

国土交通省告示第千三百四十四号
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定に基づき、令和六年十二月一日付けで同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人として次の法人を指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき公示する。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 名称
ハウスプラス住宅保証株式会社
- 二 住所
東京都港区海岸一丁目十一番一号

三 保険等の業務を行う事務所の所在地
イ 東京都港区海岸一丁目十一番一号
ロ 宮城県仙台市青葉区中央二丁目十番十二号
ハ 愛知県名古屋市中区東二丁目三番十五号
ニ 大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二十五号
ホ 福岡県福岡市博多区比恵町三番十七号
四 保険等の業務の開始の日
令和六年十二月一日

国土交通省告示第千三百四十五号
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第二十九条第一項の規定により、同法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人であるハウスプラス住宅保証株式会社について、次のとおり保険等の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十九条第三項の規定に基づき公示する。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

二 住所
東京都港区海岸一丁目十一番一号
三 保険等の業務を行う事務所の所在地
イ 東京都港区海岸一丁目十一番一号
ロ 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番二十三号
ハ 愛知県名古屋市中区東二丁目三番十五号
ニ 大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二十五号
ホ 福岡県福岡市博多区比恵町三番十七号
四 廃止の日
令和六年十二月一日

国土交通省告示第千三百四十六号
貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第八条第三項(同法第二十六条第二項において準用する場合を含む)の規定に基づき、標準国際利用航空運送約款(平成二年運輸省告示第五百九十四号)の一部を次のように改正する。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

附則
この告示は、令和六年十二月二十八日から施行する。
北陸地方整備局長 高松 諭

北陸地方整備局告示第五十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和六年十二月十七日
一 施行者の名称 富山県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年北陸地方整備局告示第四十三号南砺都市計画道路事業三・四・七号谷今町線
三 事業施行期間 自平成二十八年三月三十日至今和九年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

令和6年12月17日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の改正案」
及び「建設業許可事務ガイドラインについての改正案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年11月1日から令和6年12月1日まで、「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の改正案」及び「建設業許可事務ガイドラインについての改正案」に関する意見の募集を行いましたところ、計13件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、本件と直接関係のない御意見についてきましては、回答を差し控えさせていただきますので御了承ください。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	明書の写し」は営業所技術者等に係る常勤性の確認についてのみ例示がされており、常勤役員等に係る常勤性の確認については例示がないが、常勤役員が執行役員である場合、及び常勤役員等を直接に補佐する者についても認められないのか。	
8	今回の建設業許可事務ガイドライン改正案では、様式第八号が「営業所技術者等証明書」という名称に改正されることのみならず、「専任技術者」を「営業所技術者」という文言にすべて変更することが認識できるが、ここでいう「専任」はこれまで建設業許可の重要な要件として定着している。長年「専任技術者」という言葉が全国で浸透してきている以上、混乱を招くことが容易に想像できるため、営業所技術者の後にカッコ書きで専任技術者を併記することで理解が進むのではないかと考える。	「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号)の一部施行に伴い、建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の規定が改められたところ、「専任技術者」という表現は現場に配置する主任技術者又は監理技術者と混同する可能性がありますので名称を変更しております。
9	「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」(平成13年4月3日国総建第99号、最終改正 令和3年12月9日国不建第362号)は、行政手続法第5条第1項に基づく審査基準である以上、建設業許可事務ガイドラインよりも優先して改正案の作成と意見公募手続を行う必要があるのではないかと思料する。	「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」(平成13年4月3日国総建第99号)についても改正を行います。 なお、本通知の今回の改正内容は単に建設業法改正等の内容を反映させるのみであるため、パブリックコメントによる意見募集は行っておりません。

※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。